

10

レジ通路等

整備の基本的な考え方

○だれもが円滑に利用できるように、レジ通路等を整備する。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>別表第1の4((4)から(8)までの施設に限る。)、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が300㎡以上の(7)から(16)までの施設に限る。)、11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上のレジ通路等の有効幅員は、90cm以上とすること。</p>	<p>●「別表第1の4((4)から(8)までの施設に限る。)、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が300㎡以上の(7)から(16)までの施設に限る。)、11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」</p> <p>①図書館、博物館、集会場等、公民館、金融機関の店舗、ガス事業者営業所、電気事業者営業所、電気通信事業者営業所、冠婚葬祭施設</p> <p>②用途面積300㎡以上の調剤薬局、物品販売店舗(コンビニエンスストア、調剤薬局を除く。)、飲食店、理容所、質屋、クリーニング所、宅地建物取引業事務所、旅行業営業所、美容所、貸衣装屋</p> <p>③公衆浴場、劇場等、展示場、体育館等</p>	<p>○すべてのレジ通路等を10の項に定める構造とすること。</p>

●レジ通路の設計例

